

△相当数の離職者発生の場合の届出等（再就職援助計画、大量雇用変動の届出等）

事業主は、事業規模の縮小等により一定期間内に相当数の離職者が発生する場合、ハローワークへの届出等の義務を負うことになります。

□再就職援助計画の作成

事業規模の縮小等に伴い、1ヶ月以内に30人以上の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる場合、最初の離職が発生する1ヶ月前までに、再就職援助計画を作成し、ハローワークに提出し、認定を受けなければなりません。

□大量雇用変動の届出

自己の都合又は自己の責めに帰すべき理由によらないで、1ヶ月以内に30人以上の離職者が発生する場合、最後の離職が発生する1ヶ月前までに、その離職者の数等について、大量雇用変動の届出を作成し、ハローワークに提出しなければなりません。

※1 雇用期間が6ヶ月以上であれば、雇用期間に定めのある労働者も原則として対象になります（雇用期間に定めのある労働者のうち一定期間雇用されている者については、雇用契約期間満了による雇止めの場合も対象になります）

※2 再就職援助計画の認定の申請をした事業主は、その日に大量雇用変動の届出をしたものとみなされます。

※3 「再就職援助計画」及び「大量雇用変動届」において対象者に障害者が含まれる場合は、その数を内訳として記載していただく必要があります。

ます。

御不明な点等ございましたら、お近くのハローワークに御相談ください。

いま取り組まれている福岡アミカス労組の「不合格解雇は不当労働行為」の闘い（現在は中央労働委員会の命令待ち）には、苦渋の「再採用試験」受験の前にそれを糾し、一歩でも更新に近づける交渉の蓄積があった。それがあったからこそ困難であった闘いが成立している。また、私も係った福岡市立図書館司書ユニオンの「雇用年限廃止」に向けた取組みは「勤務評価制度創設」の取組みであった。

勤務評価制度に対しては「新たな解雇手段」として【アレギー】を持つ意見も多く、「人間に人間は評価できない」が共通的スローガンになっている。しかし、制度はなくとも必ず恣意的で隠された評価が存在する（組合活動嫌悪も含む）。これを表に出させて、「目的は人材育成」「公正・透明・苦情システムを確立」としていくことが、「3年も5年も雇った職員を一律に解雇する」「3年も5年も雇った職員を新規受験者と同じく扱い、1回のペーパー試験や面接で落とす」「いったい管理職は何の仕事（人事管理）をしてきたのか」という雇用年限解雇と再採用試験の最も矛盾した面をえぐり出す。

なお、港区においても勤務評価制度は昇給制度と安定雇用制度の基礎をなしている。制度として、通年の指導・育成がない低評価は認められず、連年の低評価がない限り更新（3年単位）拒否はない。

読者とのQ&A～「納得いかない！この問題」

Q 我がA市では臨時・非常勤職員は通算5年で雇止めになる。予算や位置付けは別だが「緊急雇用創出」で働いた人が臨時・非常勤に移っているようで、当局から緊急雇用創出の1年間も通算の5年にカウントすると提案された。他の自治体ではどのようにになっているか？

→A 「緊急雇用創出事業」は、厚生労働省の「雇用創出の基金による事業」の3事業の一つで、他に「ふるさと雇用再生特別基金事業」と「重点分野雇用創造事業」とがある。

「東京都緊急雇用創出事業実施要綱」によれば、国の交付金が根拠で、「失業者に対する一時的な雇用・就職機会の創出及び人材育成」、事業内容は、「民間企業・シルバー人材センター・NPOに委託する委託事業、都自ら実施する直接実施事業、区市町村に補助金を交付する区市町村補助事業」となっている。

注目すべきは、「知事は新規雇用した労働者が雇用期間終了後に安定雇用に繋がるよう配慮」、「東京労働局及び東京しごと財團等と連携」という条項だ。

「平成24年度新宿区緊急雇用創出事業一覧」によれば、9つの「災害等緊急雇用対応事業」（戸籍事務や

清掃作業を含む）と1つの「地域人材育成事業」が列び、4事業が委託で、新規雇用予定者は63人となっている。

東京都港区では、当初は臨時職員雇用で1年を超える段階で非常勤化（ただし、賃金は国の交付金の範囲で低い）。本格的な就職を支援するのが目的なので、欠勤（無給）はペナルティーなし。当初は必要とされなかった「職」への雇用なので「戦力」ではなかったが、1年を超えた現在は必要な人員に変化。次の就労のステップとなる「人材育成」要素のない無責任雇用で落胆して辞める被雇用者も少なくない。

A市は国の緊急雇用対策の予算を使って、一般の臨時・非常勤の人件費を節約しているのではないか。性格が異なる臨時・非常勤の「職」に、緊急雇用対策雇用をあてるのは不適切である。何より必要なのは、「劣悪な臨時・非常勤制度が緊急雇用創出事業も台なしにしている」という観点だ。それは、東日本大震災の被災者雇用でも同様である。緊急雇用創出事業を別な課題とせずに官製ワーキングプア問題の連鎖・拡大とし捉えるべきではないか（港区職労では、被災非常勤を組合員化した）。

（本多伸行）

北海道での研究・活動紹介

当研究会の会員で、「なくそう！官製ワーキングプア 第4回反貧困集会」で報告もさせていただきました。北海道の私立大学の教員です（専攻は労働経済）。小論では、この間の拙い研究を紹介しながらみなさんと問題意識や活動内容を共有したいと思います。なお以下で紹介する研究成果等は全てこちらに掲載しています。

<http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/index>

◆大規模な非正規労働者調査を機に「出会った」 官製ワーキングプア問題

トラック運転者の過労死問題を出発点に労働研究の道に進むことになってから、様々な調査研究を実施してきました。ただ、今振り返ってみると、「日本労働組合総連合会 北海道連合会（略称、連合北海道）との共同事業で、大規模な非正規労働者調査を実施したことが、官製ワーキングプア問題に関わるきっかけになったのかなと思います。

同調査では、小中学校で働く非正規教員、郵政職場の非正規、運輸や食品製造業界の非正規など合計で5千人を超える回答のうち、じつに3千人以上は道内の自治体で働く非正規公務員から寄せられたものでした（同調査結果をまとめた『北海道 非正規労働者白書2009』はもう品切れとなってしまいましたが、ダイジェスト版にあたる「地域の「働き方」から考える」『月刊 労働組合』第539号をまとめています）。

非正規公務員の増加は全日本自治団体労働組合（略称、自治労）や総務省の調査でも明らかにされていますが、文字通りあらゆる領域で、「恒常的な」業務であるにも関わらず有期雇用で働く彼ら彼女らは、民間と違ってどんなに長期で働いていても雇止めは撤回させられない存在です。その上、専門的（で基幹的）な業務に従事するものも含め、処遇面では年収200万円程度と、正規公務員との間のとてもない格差の下で働いています。事情を知らない住民からは「公務員は高収入」というバッシングを受けながら、、、

こうした理不尽を強く思い知られた同調査の後も、官民双方を対象に非正規の調査研究に取り組み、「北海道における非正規雇用問題の現状と課題」「北海道自治研究」No.520を昨年まとめました。

◆建設産業・公共事業における ワーキングプアと、期待を集め公契約条例

ところで非正規公務員を、国や自治体「内部」の官製ワーキングプアと便宜上みなせば、「外部」にもまたワーキングプアがつくりだされています。公共事業や委託事業あるいは物品購入の現場等々において、です。

私は、NPO法人建設政策研究所（<http://homepage2.nifty.com/kenseiken/>）に所属して、建設労働者の雇用・労働実態や中小建設事業者の経営実態に関する調査研究にも携わってきました。

積雪寒冷地である北海道では、冬になると仕事量が極端に減るために、専門職・技能職であっても失業を余儀なくされるという、季節雇用（や出稼ぎ雇用）問題が長らく存在してきました。公共事業を中心とする建設投資の激減、低価格競争入札のまん延という条件がそこに加わり、高齢化した彼ら彼女ら季節労働者の失業・仕事量の減少、低賃金・収入、社会保障制度からの排除という問題が発生しているのです。

こうした建設労働者の賃金・労働条件の改善のためには、公共事業だけでなく民間の工事現場も含めた建設産業の再生なり民主化が必要であることは言うまでもありません。その「起爆剤」として注目を集めているのが、札幌市でも今制定が目指されている公契約条例です。条例の制定を求める私たちは労働組合や弁護士のみなさんと「会」を結成し、各種の集会の開催、議会各会派への要請活動、業界団体との意見交換に加え、例えば指定管理者施設など関連する領域の調査に励んでいます。条例は制定されればそれでよしというわけではなく、関心を内外に広げ、内容豊かなものにしていくことが必要と考えるからです（この間の経過等は、「札幌市の公契約条例の制定をめぐって」「建設労働のひろば」第84号を参照してください）。

◆最後に

こうした研究・活動歴から、本研究会とは問題意識が一致するところであり、ここ札幌にも、思いを共有する方々と一緒に本研究会の活動拠点をつくることが私の今年の抱負です。ご支援をよろしくお願ひします。
(北海学園大学 川村雅則)

非正規公務員に関する出版続く

上林陽治著「非正規公務員」

2012年9月に出版された当会理事、公益財團法人地方自治総合研究所研究員の上林陽治著『非正規公務員』(日本評論社、1,900円+税)が評判を呼んでいる。今月早くも3刷となった。

ここでは、主だった書評を紹介し、その反響の大きさを伝える。(日時等順不同)

○中島隆信(経済学者・慶應大教授)「衝撃的な就労実態」
読売新聞10/22

○伊東光晴(京都大学名誉教授、経済学)「先生が選ぶ今年の3冊のうちの1冊」毎日新聞12/9

「小泉改革がもたらした派遣労働者の増大が大きな社会問題だが、行政サービスを崩壊させつつある非正規公務員問題に切りこんで注目された本」

○社会新報12/21「見えない壁を取り払おう」
○都政新報10/12「公共サービスの主要な担い手」
○Books&Trends『非正規公務員』を書いた地方自治総合研究所研究員上林陽治氏に聞く『週刊東洋経済』9/22

○小泉義秀(合同・一般労働組合全国協議会事務局長)
書評『非正規公務員』合同・一般労働組合全国協議会HP11/16

○早川征一郎「裁判例の系譜を丹念にたどり非正規公務員問題の全容を明らかにした書」
『労働法律旬報』11/25

○村上陽子「お薦めの本『非正規公務員』」連合・労働相談通信(12年11月号)

上林さんが一番気に入っているというのが、村上さんのコメントなので、その一部を紹介する。「自治体の行政サービスを支える存在となっている臨時・非常勤職員の実態、法的な課題などを整理したもの」「現場で働く臨時・非常勤職員の皆さんの実際の仕事内容の紹介を読むと、「なぜこの人たちが、臨時・非常勤職員なのか」という疑問が浮かび」「雇止めや手当問題などをめぐる裁判例の紹介など法的な解説もされ」「連合の『なんでも労働相談』でも、臨時・非常勤で働く方からの相談の電話が寄せられていますが、その対応・支援のためにも役立つ1冊」

○田島恵一(連合中央アドバイザー、元全国一般書記長)
書評『月刊労働組合』(12年11月号)

○「彼女・彼ら」はあなたの隣にもいないか「地方自治職員研修」(12年11月号)

○「今月のおすすめ~社会科学」ジュンク堂書店『書標・ほんのしるべ』(12年10月号)

○「官製ワーキングプアへの処方箋を提示」『月刊ガバナンス』(12年10月号)

○書評『非正規公務員』『自治日報』9/28

○濱口桂一郎「上林陽治『非正規公務員』hamachanブログ(EU労働法政策雑記帳)9/10

◆ユニオンらくだ(京都自治体関連労働者自立組合)の

機関誌では、労働現場からの感想が述べられている。「この本は読売新聞の書評で取り上げられました。(読売が)評する視点は『新自由主義』の立場から書かれたもので、首を傾げる部分もありましたが、『闇の中の闇』『法の谷間』といわれた『非正規公務員』にさらにスポットライトがあてられました。でも、アノーマルな存在がノーマルな存在になっただけのような気がして、嬉しいやら悲しいやら、です...」(12年12月)

早川征一郎・松尾孝一共著『国・地方自治体の非正規職員』

法政大学そして同大学大原社会問題研究所に長く在籍された早川征一郎氏は、1994年に『国・地方自治体の非常勤職員』(自治体研究社)を著わされている。それから18年、社会政策学会などで活躍されている40代の松尾孝一氏(青山学院大学経済学部教授)と組み、新たに出版されたのが本書だ。本の目的については、「はしがき」で詳細に述べられている。

- ① 法制度的位置づけ
- ② 大量の非正規公務員が生み出された歴史的経過
- ③ 非正規公務員の数的実態
- ④ 業務内容と待遇の実態
- ⑤ 雇用や待遇改善に取り組んでいる労組と組織化
- ⑥ 抜本的解決への観点と政策

以上に沿って、各章の記述がされている。

序章と第1章とで、国および地方自治体における非正規公務員の種類、人数、法的根拠、さらには公務員定数政策および非正規公務員に関する歴史的変遷を詳述している。

続いて第2章で国の非正規職員、第3章で地方自治体の非正規職員が大幅に増加した事態に関する論考を重ねている。早川氏はそのまとめで、政府による定員抑制政策の根本的見直しを提起するとともに、最低限、現在の期間業務職員の定数化を提唱している。松尾氏は、第3章補論として、新自由主義的公務改革に触れており、正規職公務員の人事政策の危うさと正規職労組のあり方に提言を加えている。

第4章で地方自治体の非正規公務員に関するさらなる分析および当事者へのヒアリングをふまえ、格差に関する現状分析を行っている。

第5章と最終章とでは、国・自治体の政策および労組の取り組みに言及、さらには今後の方向についての提言で締めくくっている。

毎々に展開される論については、おそらく様々な意見が出るだろうし、私も意見交換したい箇所がいくつかある。しかし、全体として統計データと歴史的論考、そして提言と、盛りだくさんで参考になるお薦めの共著である。藤田和恵著『ルボ労働格差とポビュリズム~大阪で起きていること』

紙面に余裕がないので、次回紹介したい。岩波ブックレットNo.858、2012年12月刊。 (白石 孝)

NPO法人官製ワーキングプア研究会の掲示板

<官製ワーキングプア研究会の 事業報告と入会のご案内>

●第3回理事会を開催しました。

12月5日(水)午後6時30分から四谷事務所で開催し、理事9名中7名、監事2名中2名が出席。報告事項は、①会員の現況 ②収支報告 ③事業報告(会報発行、講座開催、集会開催協力、マスコミへの協力、裁判・労働委員会の取り組みなど)。検討課題は、①講座の開催 ②会報発行などでした。

●定款第3条:この法人は、広く一般市民、そして国、自治体など公共団体に勤務する非正規公務員及び公共サービスを担う民間事業所に勤務する労働者などを対象に、格差是正、均等待遇実現などに関する事業を行い、また、公共団体及び民間事業所に対し、研修又は啓発活動を行い、ワーキングプア解消に寄与することを目的とする。

●入会金:個人(正会員・賛助会員とも)千円/团体(正会員・賛助会員とも)2千円

●年会費:正会員(個人)3千円/(团体)1万円、 賛助会員(個人)2千円/(团体)5千円

●入会金・会費の振込み先は、下記のどちらかをご利用ください。

中央労働金庫荒川支店(普)3939058

「特定非営利活動法人官製ワーキングプア研究会」

郵便振替口座:口座記号番号00170-5-744093

「NPO法人官製ワーキングプア研究会」

<集会のお知らせ>

●非正規労働者の権利実現全国会議&第4回総会

1月26日(土)午後1時30分~5時。山口市白石地域交流センター。講演「労働契約法の改正」(萬井隆令龍谷大名誉教授)、報告「マツダの派遣切り裁判」「テレビ西日本の正社員化裁判」、パネルディスカッション。参加費無料、事前申し込み不要。

●第4回なんて有期雇用なん!?集会

「つなげよう、首を!3年&5年の壁をぶち壊せ!」

2月2日(土)午後1時30分~4時30分。大阪大学豊中キャンパス・スクエアモントコモンズ2階セミナー室。終了後にデモ、交流会。

これまで、第1回が2010年2月にエルおおさか、第2回が11年2月に龍谷大学、第3回が11年2月に京都精華大学で開催されている。今回の会場である大阪大学では、長期非常勤職員の

切り札問題が山場を迎えており、また、阪大は12年12月、非常勤講師全員に、契約更新5年上限を通知し、これは改訂労働契約法悪用とみられる。

主催は、「大学非正規労働者の雇い止めを許さない関西緊急集会」実行委員会。連絡先は、Eメール:nandenan0227@gmail.com

<署名のお願い>

●第4号で寄稿していただいた

郵政産業労働者ユニオンが行っている署名

本紙に同封しています。締切が12年12月になっている署名もありますが、いずれも2月15日までに、お送りいただければ大丈夫です。

①郵政に働く非正規労働者の正社員登用と均等待遇を求める要請署名

②郵政65歳定年訴訟において、公正な審理により郵政事業会社の雇用責任を認定する判決を求める要請書(団体署名、個人署名)

<雑誌の紹介>

●『労働法律旬報』2013年1月合併号

総論(西谷敏大阪市立大学名誉教授)、各論(毛塚勝利中央大学教授)、韓国との比較(徐倫希早稲田大学大学院)、法律実務家の見解、現場からの報告(JR、労金、郵政、非正規公務員、JAL、ハローワーク、自動車産業など)

<編集後記>

NPO法人2年目を迎えました。専従がひとりもないNPOですから、資料・データの蓄積や相談業務などがどうしても不十分になります。今年はもう少し時間を割いて日常の積み重ねをしていくつもりです。

そういった不十分なNPOですが、ホームページを検索してのお問い合わせとか、私のブログの閲覧も相当数になっているようです。既存の労組組織以外でこの分野に取り組んでいる団体が少ないですから、当然といえば当然の反応ですが。

今回から北海道の報告が加わりました。北海道や関西で当会と連携していただける動きが始まっています。昨年は、沖縄、福岡などを回り、連携を模索してきましたが、少しずつ進んでいます。また、研究者との連携も重要と考えています。この分野の研究者が少ない現状に対して、連携や誘導を進めたいと考えています。(白)

『官製ワーキングプア研究会レポート』 2013年1月・創刊第5号(通巻5号)

発行:特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会

〒160-0008 新宿区三栄町16-4 芝本マンション403号(JR・東京メトロ四ツ谷駅)

携帯電話:090-2302-4908/FAX:03(3891)9381/電話:03(5269)0943

Eメールアドレス:kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

ホームページアドレス:<http://kwpk.web.fc2.com/>

定価 1部200円

本誌での年号表記は原則として西暦とし、4桁の下2桁の表記に省略する場合があります。